(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札(以下「入札」という。)における変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13の規定により準用する場合 を含む。)の規定に基づき、入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基 準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、低入札価格調査制度を適用する入札を除く全て の入札とする。

(調査基準価格)

- 第4条 調査基準価格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額(以下「算出額」という。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算出額が、予定価格のに10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額(以下「下限価格」という。)を算出額とする。
  - (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に100の90
  - (3) 現場管理費の額に100分の90
  - (4) 一般管理費の額に100分の68
- 2 前項の規定にかかわらず、これらの経費が明確に区分されていない場合又は特に必要と認められる場合は、予定価格の算出の基礎となる工事価格に10分の9.2を乗じて得た額と10分の7.5を乗じて得た額の範囲(以下「設定範囲」という。)で適宜の割合で算出した額を算出額とする。
- 3 前2項の算出額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと する。

(最低制限価格の設定)

- 第5条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格(予定価格を超えるもの及び下限価格を下回るものは無効とする。)を平均した価格に10分の8を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、有効な入札参加者が3者未満の場合は、設定範囲の下限価格とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が無かった場合 は、最低制限価格は調査基準価格と同額とする。

(最低制限価格の記載)

- 第6条 最低制限価格は第4条の基準で算出した算出額を予定価格調書の調査基準価格欄 へ記載しておくこととする。
- 2 前条の規定で算出された額を最低制限価格としたときは、予定価格調書の最低制限価格欄へ記入することとする。
- 予定価格調書に記入しなくても入札点検表に記載があればいいのでは。

(入札の執行)

- 第7条 入札の結果、第4条の調査基準価格を下回る入札があったときは、最低制限価格を下回る可能性があるため、入札参加者に対して入札価格及び入札者を読み上げ、落札決定についての保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げた上、入札を終了することができるものとする。
- 2 前項に基づき、落札決定を保留した入札は、速やかに最低制限価格を算定し、落札者 又は落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第8条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者としないものとする。

(最低制限価格の周知)

第9条 この要領に基づく最低制限価格を設定して入札を行うときは、当該競争入札に参加 しようとする者に対し、変動型最低制限価格制度の適用があることを周知するものとす る。

附則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 制

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。